

# 内部統制システムの整備の推進のための体制

—業務方法書第3条関係—

## 内部統制

「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」

学長

内部統制担当役員  
理事・副学長（総務・労務担当）

役員会

報告（毎年度1回以上）

内部統制を取り扱う委員会としての機能付加

報告（毎年度1回以上）

モニタリング

報告（適宜）

部局長等会議

事務系幹部職員  
連絡会

報告（適宜）

特定分野を指定

推進責任者  
理事・副学長  
定期点検  
フォローアップ

該当グループ

法人本部

推進責任者  
理事・副学長等  
定期点検  
フォローアップ

リーダー等

学部等

推進責任者  
学部長等  
定期点検  
フォローアップ

事務課長等

内部統制システムの整備の推進のための体制に関する申合せに規定

適宜  
見直し